

第5章 マスタープラン

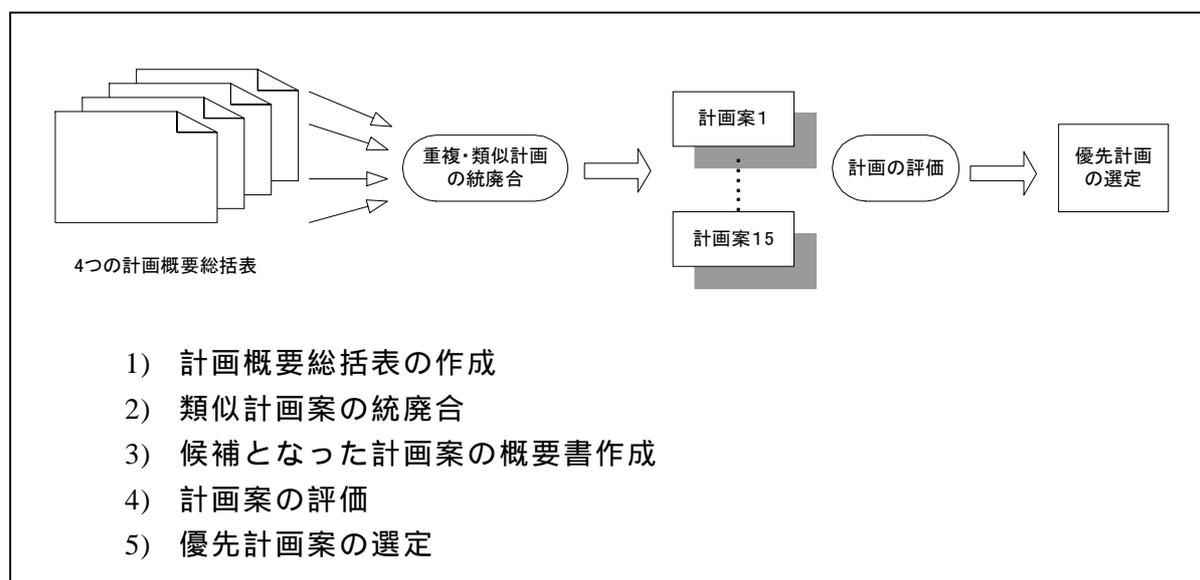
第5章 マスタープラン

5.1 計画案の策定

5.1.1 計画案策定の手順

第4章で述べたように、本開発調査においては、上位目標である「食糧安全保障の強化と米産業の発展」を達成するために4つの開発目標が提示された。また、4つの開発目標に対して実施が期待される成果と活動内容が整理された。第5章では、第4章で整理された開発目標 - 成果 - 活動を更に発展させ、計画案を具体化する。

第5章で行う計画案の具体化（案策定・整理・検討）の手順は次の通りである。



5.1.2 計画概要総括表

開発目標ごとに、目標を達成するための活動の根拠・背景、計画内容、想定される計画名、受益者、実施機関、運営機関、外部条件・前提条件について整理し、それらを「計画概要総括表」にとりまとめた。

前章「4.3 開発計画の枠組み」に示した外部条件と規定される分野に関する活動は、開発目標到達のために有効な手段であっても、本マスタープランには採用されない。従い、計画概要総括表のとりまとめ過程において、各計画案が枠組みから外れていないかどうかの最初の判断がなされた。判断結果は総括表中の備考欄に記されている。判断基準は以下の通りである。

- 枠組みに合致している
- 枠組みから多少外れた部分がある
- × 枠組みの外である

枠組みの外と判断された計画は、灌漑整備などの農業生産基盤整備分野、輸送・通信インフラ整備分野、間接的な制度・政策、農林水産省および商業省では対応できないもの、実施可能性が極めて低いもの、などである。

また、開発目標は個々に独立しているのではなく、相互に補完的な関係を持つ。従い、活動・計画案には複数の開発目標に跨ったり重複している場合があり、これらは総括表中の備考欄にその関連性を追記した。

(1) 計画概要総括表 - 食糧の地域・価格格差是正による安定供給

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
1. 生産安定・不足地域の生産拡大	1. 洪水・旱魃の影響を毎年受けている 2. 雨期の洪水対策は事実上不可能である 3. 地力の低下による収量減少 4. 農村における優良種子が不足している	1. 灌漑施設の整備	小規模灌漑計画	農民	MWR/PG	農民団体	1. 水源・財源の確保	×
		2. 小規模灌漑の導入と農民組織化	圃場施設改善計画					×
2. 収穫期の長期平準化	1. 地域に適合した種子開発がなされていない 2. 灌漑施設整備が遅れている 3. 適正栽培技術の普及が不十分	3. 適正肥料の投入	優良種子増産計画	農民	CARDI	CARDI	2. CARDI の継続的活動 3. 農民が組織化に積極的であること	△
		4. 地域に適した種子の開発・普及 5. 地域農民による種子貯蔵の推進	種子増産・貯蔵計画	農民	DAFF	DAFF/ 農民団体		△
3. 輸送関連コストの低減	1. 主要道路(国道)でも破損が激しく通行に時間がかかる 2. 鉄道・内陸水運の整備が不十分 3. 輸送途上に違法徴収が存在する	6. 増産種子(HYV)の普及 7. 営農技術普及体制の強化	普及体制強化計画	MAFF/D AFF 関係 職員・農民	DAFF	DAFF		×
		1. 輸送インフラの整備・拡充 2. 籾・白米の輸送合法化及び量のデータの確保	輸送インフラ整備計画(主要道路・鉄道・内陸水運)	Trader 輸送業者 国民	PG	PG	1. 財源の確保	×
4. 市場価格情報の提供	1. MAFF/MOC が市場情報を取得しているが連携が無い 2. 市場における取引が不透明である 3. 情報伝達方法・地域が限られている		籾等流通合法化制度整備計画		MOC/MO J	MOC/MO J	2. 公的資金フローの透明化	○(目標4)
		1. 公正・透明な取引場所の設置 2. 籾・白米流通戦略の確立 3. 情報配布システムの整備・強化	籾市場整備計画 交易所整備計画 市場情報収集配布機能強化計画 MIS 協力体制整備計画	農民 流通加工 業者	MOC/MA FF MAFF MAFF/M OC	DOC/DA FF MAFF/D AFF MAFF/M OC/	1. 官民共同の計画推進体制	○(目標2) ○(目標4) ○(目標2)
5. 政府(公的資金)による市場介入(価格安定)	1. 価格決定が他国の状況に左右されている 2. 収穫期に籾価格が低下する	1. 総合的価格情報収集システム 2. 備蓄米のバッファー的活用 3. 備蓄米管理 4. 取引市場の設置	価格支持計画 籾市場整備計画 既存倉庫活用計画	農民 Trader 精米業者	MAFF MAFF/D AFF	MAFF MAFF/D AFF	1. バッファー機能となる倉庫の確保・運用	○ ○(目標2) ○
		1. 備蓄基本政策及び実施能力の欠如 2. 籾流通量(内外)の情報不備 3. 備蓄に適した倉庫の不足	1. 既存倉庫の有効利用 2. 貯蔵倉庫新規建設 3. 備蓄量算定 4. 備蓄資金の確保	備蓄量拡大計画 既存倉庫活用計画	国民	MOC/GT C	DOC/GT C	1. 財源の確保
6. 国家備蓄の拡大	1. 備蓄基本政策及び実施能力の欠如 2. 籾流通量(内外)の情報不備 3. 備蓄に適した倉庫の不足	1. 既存倉庫の有効利用 2. 貯蔵倉庫新規建設 3. 備蓄量算定 4. 備蓄資金の確保	備蓄量拡大計画 既存倉庫活用計画	国民	MOC/GT C	DOC/GT C	1. 財源の確保	○ ○

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
7. 農家保有・業者保管の拡大	1. 保有・保管に対する積極的インセンティブの欠如 2. 適正保管技術の習熟が必要	1. インセンティブの付与 2. 適正保管技術の指導・訓練	広域貯蔵・備蓄拡大計画	国民	MAFF/MOC	農民/ 農民団体/ 精米業者		○
8. 食糧バランスシートの精度向上	1. 自給政策の根拠となるべき統計資料が整理されていない 2. 収穫後処理損失量、種子等の消費量の信頼性が低い	1. DAFF 情報収集制度確立とMAFFとの連携強化 2. 輸出入データ収集強化 3. 交易制度の合法化と交易データの収集管理 4. 消費量調査の実施 5. 損失量、種子等使用量の定期的調査の実施	生産統計整備計画 関係省の協力体制強化 交易統計整備計画 交易制度改善計画 収穫後処理担当部署の設立	国民	DAFF MAFF/MOC MOC/MEF MOC MAFF/D AFF	MAFF MAFF/MOC/NIS MOC/MEF MOC MAFF/D AFF	1. 継続的調査の実施	○ ○ ○(目標4) ○(目標4) ○(目標3)
9. 災害被災地への食糧配布	1. 食糧配布の基準が不明確 2. 配布ロジスティックの欠如	1. 透明性のある配布体制の確立 2. 災害及び常習地域の特定 3. 配布基準設定 4. WFP 等との連携	被災地食糧供給計画	国民	NCfDM	NCfDM	1. 備蓄米の確保 2. 関連機関の連携	×
10. 不足地域の購買力向上	1. 農家経営規模が小さい 2. 農産物の収益性が低く、現金収入が見込めない	1. 地雷撤去による農地拡大と適正配分 2. 農地登記の推進 3. 地域対応型転作推進	農地転用・配分計画 農地登記推進計画 作物多様化計画	農民	CMAC/M AFF MAFF/M OJ	CMAC/M AFF MAFF/D AFF	1. 適正技術・財源 2. 法制度整備のノウハウ	× × ×

(2) 計画概要総括表 - 米流通システムの近代化による適正価格の形成

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
1. 流通インフラの整備	1. 商取引の物理的アクセスが難しい 2. 生産地が孤立している 3. 輸送費用が高い	1. 輸送インフラの整備・拡充 2. メンテナンス体制の確立 3. 通信インフラの整備・拡充	主要道路整備計画 鉄道整備計画 内陸水運整備計画 通信インフラ整備計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MPWT/P G	PG	1. 財源の確保	× × × ×
	1. 米を含めた農産物取扱い市場施設の整備がなされていない 2. 農産物の都市部への流通データの欠如 3. 都市部の農産物流通政策の欠如	1. プンペン農産物流通改善計画の策定 2. 市場施設の整備・拡充	プンペン市農産物流通システム整備計画調査	流通加工業者/ 消費者/ 農民/	MOC/ MAFF/ プンペン 市役所	MOC/ MAFF/ プンペン 市役所	1. 政府関係機関間の協力体制	○
2. インフォーマルコスト排除	1. 輸送途上の違法徴収が流通コストを上げている 2. 民間セクターの経済活動を妨げている	1. 民間セクターの法規等へのアクセス確保 2. 取り締まり・罰則強化 3. 政府機関内部の監察機能の整備	情報公布制度整備計画 政府機関監察制度整備計画	運送業者/流通加工業者/ 消費者	MOJ 内務省 軍隊	MOJ 内務省 軍隊	1. 財源の確保 2. 制度整備のノウハウ	× ×
3. 公開価格形成の場の形成	1. 価格形成が個人対個人の狭いチャンネルの中で行なわれている 2. 産地別の粗公開価格(指標価格)の形成と価格情報の活用によって、地域間需給格差及び価格差が縮小される 3. 品質評価基準・方法が共通でない 4. 農民により多くの Buyer に会う機会を提供する	1. 公開取引施設の整備と運営機関の設立 2. 品質規格を用いた品種別取引の導入 3. 公開取引施設での取引価格の収集と既存 MIS による配布	粗市場整備計画 (品質規格基準制定導入計画) (市場情報収集配布機能強化計画)	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MOC MAFF	DOC/ DAFF GTC	1. 市場適地の確保 2. 財源の確保 3. 人材の確保	○(目標1、3) ○(目標3) ○

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
4. 農民協同事業の推進	1. 個人農民の販売力が弱い 2. 販売量が少ない 3. 生産物の品質が一様でない 4. 質・安価な投入材の入手が不安定 5. 低利の農村金融制度が不在 6. 灌漑設備の不備・利用度の低さ 7. 優良種子の不足 8. 精米の歩留まりが悪い 9. 農機の利用料が高い	1. 共同販売組織の育成 2. 共同購買組織の育成 3. 農村信用組合の育成 4. 水利組織の育成・活性化 5. 種子生産組織の育成 6. 精米機共同利用組織の育成 7. 農機共同利用組織の育成	共同販売事業推進計画 共同購入事業推進計画 信用組合振興計画 水利組合振興計画 優良種子生産計画 精米機共同利用事業推進計画 農機共同利用振興計画	農民、消費者 農民 農民、農村住民 農民 農民 農民 農民	MAFF MAFF/MOC MAFF MAFF MAFF MAFF MAFF	DAFF DAFF DAFF/RDB/NBC DAFF DAFF DAFF DAFF	1. 農民が組織化に積極的である 2. 農民組織に十分な人材が存在する 3. DAFF と該当分野のIO、NGOとの連携が存在 4. 初期投資の財源の確保 5. DAFF に担当職員が配備されている	× × △ × × × ×
5. 農協組織の育成	1. 農協育成の戦略、基本計画が不在 2. 育成のプランニングに先立ち組織化の実態・ニーズを把握する必要 3. 政府の農協組織担当部局が弱体である 4. 農協に対する農民の理解が不十分 5. 農協組織の人材不足 6. 農協組織に法人格が無く法的な権利が無い	1. 農協育成のマスタープランの策定 2. 農協組織の現状調査 3. 組織の整備拡充(中央・州政府) 4. 職員の教育研修 5. 農協の教育研修、幹部の養成 6. 農協法の法制化	農協育成マスタープラン策定計画 農協担当部局強化計画 農協幹部・一般組合員研修計画 農協法法制化推進計画	農民 MAFF(DAE)/DAFF、農民 農民 農協組合員	MAFF MAFF MAFF MAFF	MAFF(DAE) MAFF(DAE) MAFF(DAE) MAFF(DAE)	1. 農協育成に対するコンセンサスがある 2. 財源の確保 3. マスタープランが存在 4. 利用可能な研修プログラム及び講師陣が存在する 5. 農協育成に対するコンセンサスがある	○ ○ × △
6. 農協組織の普及拡大	1. 農協向け資金不足 2. 農協組織の政治的社会的影響力不足、農協相互の協力の必要性	1. 協同組合銀行の設立 2. 連合組織の設立	協同組合銀行設立計画 農協連合組織設立計画	農協組合員 農協組合員	MAFF/NBC MAFF	MAFF/RDB MAFF/DAFF	1. 財源の確保 2. 関連法の制定 3. 農協組織の一定の普及	× ×
7. 市場情報システムの充実	1. 情報配布内容・地域が限られている 2. 生産者が市場ニーズを知らない 3. 政府情報収集機関に協力関係がない	1. 既存 MIS 機関の情報収集配布機能強化 2. マーケット調査の実施 3. Marketing Extension の実施 4. 政府情報収集機関の協力体制の整備	市場情報収集配布機能強化計画 マーケティング普及機能整備計画 MIS 協力体制整備計画 (通信インフラ整備計画)	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MAFF MAFF MAFF/MOC/フロンペン市役所	MAFF MAFF MAFF/MOC/フロンペン市役所	1. 財源の確保	○ ○ ○ ×

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
8. 度量衡制度の完全実施	1. 取引時にごまかしが行なわれている 2. 計量機器の定期的な校正ができない	1. 計量機器の検査・認証 2. 適正な計量機器の使用啓蒙	計量機器検定推進計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MIME/DIME	MIME/DIME	1. 財源の確保 2. 人員の確保 3. モラルの向上	○
9. 品質規格基準の制定と導入	1. 現物・サンプルによる非効率な取引となっている 2. 品質評価の基準があいまいで価格形成が不明確、公平感が薄い	1. 品質規格基準案の作成 2. 品質分析手法の訓練・普及 3. 政府米調達、WFP 調達における規格の試用 4. 品質検査分析機関の機能強化	品質規格基準制定導入計画 (政府調達制度改善計画) 検査体制強化計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MAFF Camcontrol	MAFF Camcontrol		○(目標3) ○ ○(目標3)
10. 政府米調達制度の改善	1. 政府の米調達における取引が不透明	1. 仕様取引の導入 2. 調達制度の改善	政府調達制度改善計画	国民	MOC/内務省/ 閣僚評議会	MOC/内務省/ 閣僚評議会	1. 既得権者の反対 2. 品質規格基準が整備されている	○
11. 取引形態の近代化	1. 非効率、公平感の薄い取引となっている 2. 品質・重量の信頼性が薄く、実物を見ないと判断できない	1. 民間取引における仕様取引と契約書取引の促進 2. 政府調達における仕様取引の導入	(品質規格基準制定導入計画) (政府調達制度改善計画)	流通加工業者 国民	MOC/Camcontrol	MOC/Camcontrol	1. 既得権者の反対	○(目標3) ○

(3) 計画概要総括表 - 収穫後処理品質管理の改善

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
1. エコシステム/ 市場に基づく稲作	1. 農水省で情報収集している毎月の州・生態系毎の収穫面積データが有効利用されていない。 ● 食糧安全保障に係る計画策定に利用できない。 ● 収穫ピーク時の拡散・平準化など、価格の地域・季節格差を減ずる計画立案ができない。 2. 市場動向解析がなく、作付け・販売形態を検討できない。	1. 政府収集データの定型化と有効活用（農水省で情報収集している毎月の州・生態系毎の収穫面積データを解析し、年間の収穫形態を把握する） 2. 倉庫不足を補う計画の立案と実施指導 3. 実施機関のデータ解析方法及び計画策定指導 4. 地域適応優良種子の開発・普及強化 5. 営農技術普及体制の強化	作付け収穫技術普及体制強化計画 既存倉庫復興計画 （優良種子増殖配布計画）	農民/ 政府備蓄 計画関係 機関	MAFF 作物局 CARDI DAFF	MAFF DAFF CARDI 及び農民 団体	1. 農民の協力が得られる。 2. 民間業者の協力が得られる。 3. 財源の確保	× △ ×
2. 種子増殖 配布の促進	1. 種子の品質が不均一である。 2. 地域適合した種子開発が遅れている。 3. 種子に関する収穫後処理技術の普及体制がない。 4. 篤農家が育っていない。 5. 配布システムがない。	1. 精米業者・籾の取引き所などの民間を含めた種子配布システムの強化 2. 種子収穫後処理技術の普及体制整備 3. 地域農民による種子粗選別（精選）機能整備	優良種子配布強化計画 種子収穫後処理技術整備計画	農民/米関 係業者	MAFF	MAFF/D AFF	1. 適正技術・財源の確保 2. 農民組織の理解	○ ○
3. 収穫後処理技術の 向上と普及	1. 収穫後処理の現状が掌握できておらず、政府にその機能がない。 2. 簡単に軽減できる損失を指導できていない。 3. 賃搗き精米を含め、適正収穫後処理技術の普及体制が整っていない。 4. 需給バランス計算に必要な収穫後データを定期的に提供するシステムがない。	1. 収穫後処理過程を管轄する部署の設置 2. R&D 機能の整備その他収穫後処理技術の向上 3. 収穫後処理過程普及システムの整備 4. 需給バランス計算に関する必要データの整理・提供 5. 収穫後処理過程担当部署の必要機材の整備 6. 賃搗き料金形態の整備 7. 精米精選技術指導 8. 精米業者の登録励行（登録時に登録前1年間の処理量の記録：鉱工業エネルギー省）	収穫後処理技術普及体制整備計画 収穫後処理技術改善計画 収穫後処理過程損失軽減計画 地域精米システム整備計画	農家/ 精米業者 米販売業者	MAFF 担 当部署/ DAFF 協力機関 として Camcontr olと CARDI/ 作物局	MAFF 担 当部署 /DAFF	1. 調査・普及の実施段階で、地方事務所と農民の協力が得られる。 2. 既設建物の利用 3. 財源確保 4. 鉱工業エネルギー省の理解と協力	△ ○ ○ ○
4. 賃搗き精米 システムの改善	1. 白米・副産物の賃搗き料金形態が不明瞭である。 2. 賃搗き業者の商業精米参入を促進し、流通を効率化しなければならない。			賃搗き精米 業者				○
5. 流通加工 業者組織 の活動強化	1. マーケティングが弱い。 2. 経営管理がずさんである。 3. 技術力が弱く、技術ノースへのアクセスが困難である。 4. 資金力が乏しく、融資機関へのアクセスが困難である。	1. 技術情報へのアクセス向上 2. 融資機関へのアクセス向上 3. 精米技術の改善 4. 経営管理の改善	精米業者協会 (RMA) 活動強化計画	精米業者	RMA/ 協力機関 として EDC	RMA	1. 非協会の改善プログラムに対する非協力 2. 政府支援の中断	○(目標2,4)

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
6. モデル施設による保管・精米加工技術向上	1. 民間業者の経営の規範となるモデル機関がない。 2. 品質管理推進の先駆けとなる取引の促進及び政府機関のシステム是正が必要である。(品質仕様を用いた取引形態) 3. 籾の適正保管技術のモデルがなく、備蓄米の処理販売を効率的に行えない。 4. 品位毎に品質の均一化を進め、援助米の現地調達加工配布を迅速にこなすことができない。 5. 信用力を備えた取引が開花しない。備蓄米の調達販売の明確な窓口機関がなく、調達販売に計画性がない。	1. トレーニング施設の整備と普及体制の強化 2. 籾の品質に関する生産・流通側へのフィードバック体制強化 3. 種子配布の支援 4. 運営方法・技術の長期的指導/訓練 ● 基本的運営(貯蔵米加工処理/支援米現地調達加工配布処理/政府調達米処理) ● 粗選別・精米・精選・計量を正確に行える施設の導入とその運営 ● 再搗精技術と運営 ● 品質規格基準の運用と均一品質大量生産技術と運営 ● 適正長期貯蔵技術	米流通加工技術改善計画 精米工業経営強化計画 備蓄米運営整備計画	精米業者/間接的に農民	MOC/ GTC 及び Camcontrol	GTC 又はこれに変わる公的機関	1. 既存施設の利用 2. 財源の確保	○(目標 4) × △(目標 1)
7. 品質/価格の適正格差検討と市場への導入	1. MAFF/MOC が市場情報を取得しているが連携が無く、正確さに欠ける。 2. 伝達方法を含め、価格情報システムが弱い。 3. 市場取引が不透明である。 4. インセンティブが薄く、品質の均一化・向上が進まない。 5. 同地域又は地域間での不適正な価格の是正が必要である。	1. 品質規格基準の制定と導入 2. 品質毎の価格情報公表システムの整備 3. 精米業者協会への情報提供 4. 品質毎の価格情報公表システムに関する設備整備 5. 技術・運営に関する支援 6. 検査標準の整備 7. 品質基準規格に順じた検査機器及び必要施設の整備と支援 8. 品質検査に必要な機材/施設の設置 9. 公開籾取引の場の整備 10. 検査手法の標準化導入	品質基準規格・検査標準整備計画 品質基準規格制定と普及支援計画 流通情報システム強化計画 検査標準化整備計画 籾市場整備計画	農民 精米業者 その他米商社 精米業者商社/農民	MAFF/ Camcontrol/ MOC DOC/ DAFF	MAFF/ Camcontrol/ MOC DOC/ DAFF	1. 段階的品質査定/価格調査の実施で、民間関係機関の協力 2. メディアの協力 3. 財源の確保 4. 規範として、政府調達米に品質規格基準を採択・遵守する。	○(目標 2) ○(目標 2) ○(目標 1,2) △ ○(目標 2)
8. 米品質規格基準の制定と導入、技術者養成	1. 取引の信用力が欠落している。 ● 品質に関する仕様を用いず、現物による非合理かつ非効率な取引形態である。 ● 品質や品種毎の価格設定基準がなく、取引に不公平感が伴う。 2. 籾・白米の品質改善の目標がない。 3. 農民のバーゲニングパワーに繋がる仕組みがない。 4. 品質向上のインセンティブがない。				MOC Camcontrol /MAFF DAFF CARDI MOC/ Camcontrol	MAFF/ Camcontrol		○(目標 2)
9. 検査分析業務の信頼性向上	1. 取引に公正感がない。 2. 政府調達が不透明である。						1. 利用者の協力	

(4) 計画概要総括表 - 米の域内交易の発展

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
1. 市場の特徴による戦略的稲作の導入	1. 生産者が市場ニーズを知らない 2. 品種に応じて明確な価格格差がある 3. 市場によって購買力の違い、ニーズの違いがある 4. 市場の嗜好に合った品種を栽培していない 5. 市況を睨んだ生産計画を立てていない 6. 生態系/市場に合った適性な種子が手に入らない	1. Marketing 普及員の育成 2. マーケット調査能力の強化 3. 収穫ピークの分散 4. 市況に合わせたストック管理 5. 地域に適した種子の開発・普及強化 6. 灌漑施設の整備・拡充 7. 栽培技術普及体制の強化	マーケティング普及機能整備計画 育種・種子増殖システム整備計画 種子配布システム整備計画 小規模灌漑計画 栽培技術研究強化計画 普及体制強化計画	農民 消費者 政府 関係機関	MAFF MAFF/ 作物局 CARDI DAFF MWR MAFF MAFF	MAFF DAFF CARDI 農民組織 MWR MAFF MAFF	1. 農民の協力がえられる 2. 財源の確保	○(目標2) × △(目標3) × × ×
2. インフォーマルコスト排除	1. 輸送途上の違法徴収が流通コストを上げている 2. 民間セクターの経済活動を妨げている	1. 交易合法化に係る手続き・システムの策定・法制化とその試用 2. 取り締まり・罰則強化 3. 民間セクターの法規等へのアクセス確保 4. 政府機関内部の監察機能の整備	(交易制度改善計画) 情報公布制度整備計画 政府機関監察制度整備計画	運送業者/ 流通加工業者/ 消費者	MOC MOJ 内務省 軍隊	MOC MOJ 内務省 軍隊	1. 不正徴収により利益を受けるグループの抵抗 2. 制度整備のノウハウ	○(目標1,3) × ×
3. 交易インフラ整備 (輸送インフラ整備)	1. 内陸水運の整備が不十分で、乾期を主として輸送が困難である 2. 主要国道でも破損が激しく輸送に時間がかかる	1. 輸送インフラの整備・拡充 2. メンテナンス体制の確立	主要道路整備計画 内陸水運整備計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MPWT/ PG	PG	1. 財源の確保	× ×
4. 交易インフラ整備 (取引施設整備)	1. 交易価格形成メカニズムが不透明である 2. 籾の交易価格情報の収集伝達が非効率 3. 流通業者がバイヤーを選択できない 4. 第三者による取引の監視がない 5. 公開取引所の籾公開価格の活用によって、地域間需給格差及び価格差が縮小される	1. 公開取引所の整備と運営機関の設立 2. 取引価格の収集と既存MISによる配布 3. 流通業者が複数バイヤーに会う機会を提供 4. 品質規格を用いた取引の導入 5. 適正な籾品質管理による価格向上	交易所整備計画 市場情報収集配布機能強化計画 品質規格基準制定導入計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MOC/MAFF MAFF MOC Camcontrol	DOC/ DAFF GTC/Camcontrol MAFF MOC Camcontrol	1. 施設適地の確保 2. 財源の確保 3. 籾取引を隣国が禁止しない	○(目標 1, 2) ○(目標 2) ○(目標 3)

活動	根拠	計画内容	想定される計画名	受益者	実施機関	運営機関	外部条件・前提条件	備考
5. 精米加工の改善を通じた取引における付加価値向上	1. 籾取引では付加価値が低い 2. 精米後の副産物となる籾殻、ヌカを得ることができない 3. 精米加工業における雇用機会の創出	1. RMA 活動の強化を通じた精米業者の販売力強化 2. 隣国市場情報の収集配布 3. 精米加工施設の改善促進 4. 籾品質の向上	RMA 活動強化計画	流通加工業者 農民	RMA/MOC	RMA/MOC	1. 精米取引協定の締結 2. 財源の確保	○(目標3)
			精米施設近代化促進計画		MOC/RMA/GTC	MOC/RMA/GTC		○(目標3)
6. 市場情報システムの充実	1. 隣国の価格・輸出動向の情報が収集配布されていない 2. 生産者が隣国市場のニーズを知らない 3. 政府情報収集機関に協力関係がない	1. 隣国の市場情報収集活動の実施 2. 市場調査能力の向上 3. 政府情報収集機関の協力体制の整備 4. 既存 MIS の州一中央の通信改善 5. 情報配布方法改善 6. MIS Platform の形成	市場情報収集配布機能強化計画	農民/ 流通加工業者/ 消費者	MAFF	MAFF	1. 財源の確保	○(目標2)
			MIS 協力体制整備計画		MAFF/MOC	MAFF/MOC		○(目標2)
			通信インフラ整備計画		MPT	MPT		×
7. 籾取引の合法化と手続きの簡素化および取引量の把握	1. 輸出ライセンスを取得することが現実的にできないため、非合法的な取引になっている 2. 非合法的な取引であるため、取引量を把握できない 3. 非合法的な取引であるため、不正な徴収を許している	1. 隣国との米籾取引協定の締結促進 2. 取引合法化に係る手続き・システムの策定・法制化とその試用	取引制度改善計画	農家 流通業者	MOC	MOC	1. 不正徴収により利益を受けるグループの抵抗 2. 制度整備のノウハウ 3. 隣国の理解	○(目標1,3)
			取引統計整備計画		MOC/MEF	MOC/MEF		○(目標1,3)

5.1.3 計画案の統廃合

開発目標ごとに策定され、計画枠組みに合致していると判断された計画案について、以下の条件に沿って統廃合を行った。

- 計画内容が類似している
- 計画内容が相互に補完的、従属関係が強く単独では成立しない、あるいは同時に実施することでより高い効果が期待される
- 実施機関が同一である

情報システム整備については、4つの開発目標のそれぞれに間接的な効用があると考えられている。従い、類似の計画内容が開発目標を跨って重複している。情報収集・発信の効率をよくするために一元化した方が機能的だと判断される。想定される実施機関・情報収集機関が異なる場合でも、相互の協力関係が可能となる情報システム作りが必要である。

また、実施機関が同じである場合、活動内容を包括的に捉えて一つにまとめることが可能である。例えば、農業協同組合に関する法制化及び担当部局の強化は、中央政府の役割として同時に成すべきことであり、一つに括ることができる。同様に、品質規格と検査標準についても、Camcontrolが主たる実施機関であり、同一計画の中で運営される。

収穫後処理改善にかかる一連の活動内容は、互いに相関関係が強く従属的であるため一つにまとめる。また、米国境交易に関する政策・制度も相互の関連性が高く、関連する計画案は一つにまとめて同時進行した方が効率、効果が高まると判断できる。

最終的にマスタープランとして検討していく計画案は、以下の15件に絞られた。

品質改善

- 1) 優良種子配布支援計画
- 2) 収穫後処理過程改善計画

流通促進

- 3) 公開初市場整備計画
- 4) プノンペン市農産物流通システム改善計画調査
- 5) 精米協会活動強化計画

支援体制強化

- 6) 農協育成マスタープラン策定調査
- 7) 農協担当部局強化計画
- 8) マーケティング機能強化計画
- 9) 市場情報収集配布機能強化計画

10) MIS (Market Information System) 協力体制整備計画

流通環境整備

11) 計量機器検定推進計画

12) 政府米調達制度改善計画

13) 米品質規格基準及び検査標準整備計画

14) 米取引システム改善計画

食糧安全保障

15) 国家食糧備蓄拡大計画

5.2 計画案の概要

それぞれの計画案について、目的、計画対象地域、背景・根拠、受益対象、活動内容、投入、効果、外部条件、リスクなどを検討し、計画概要書に示した。

開発目標： 3. 米収穫後品質管理の改善

計画 No.	1	計画名	優良種子配布支援計画
目的		計画対象地域	
<p>米の品質規格基準の整備を基に、優良種子配布の強化を行い、下記事項を実現する。</p> <p>種子の品質向上、種子精選技術の整備、優良種子の配布システム、品質管理の導入、種子品質向上の為の普及活動システム</p>		<p>優良種子増殖の基点としてはバタンバン北部、普及に関してはカンボディア国全域</p>	
背景・根拠			
<p>農家が保管している種子は異品種の混入や形質が脆怯化しており、単収の増加や品質の均一化を遅れさせる原因となっている。品種の改良や原種種子の栽培までは行われているが、増殖/配布の為のシステムがなく、優良種子が十分に行き渡らない。また、農家では器具の不備や知識の不足によって乾燥/精選工程が適切に行われず、種子が貯蔵されている。</p> <p>変わらぬ手間と経費で効率よく種子の保管を行わせ、適期に更新を行わせる。また、在来種の劣化を防ぐ為に、シードセンターで適切な乾燥と精選を行い、普及にも努めることが急務である。</p> <p>配布に関しては、精米業者が農家と業務提携するなど、米の品質向上に関連し、優良種子や新品種を配布する上での形態を整備する。</p>			
受益対象		活動内容	
<p>農民、精米業者、卸売・小売業者 間接的には消費者</p>		<p>精米業者等種子配布者の育成 運営機関の人材育成プログラム確定 農家の種子収穫後処理技術の普及指導</p>	
インプット		アウトプット	
<ul style="list-style-type: none"> - 指導要員：2名 20人月 (1名1年、1名1年) - 機材：種子精選機材 - 施設：既設建物の流用 - 推定額：US\$1,500,000 		<p>種子品質管理基準の制定導入 優良種子の配布システム 保管方法等、種子に対する収穫後処理技術の改善</p>	
実施機関		実施工期	
MAFF (普及局)		<p>調査/基準制定指導/導入指導期間：1年 実施設計期間：6ヶ月</p>	
外部・前提条件		リスク	
<p>財源の確保 法律制定等の円滑な行政手続き 精米業者の協力</p>			
特記事項			
<p>オーストラリア国支援計画(AQIP)における種子会社による増殖配布制度の成果を確認する必要がある。</p>			

開発目標： 3. 米収穫後品質管理の改善

計画 No.	2	計画名	収穫後処理過程改善計画
目的		計画対象地域	
<p>収穫後処理過程の技術とシステムの整備を行い下記事項を実現する。</p> <p>品質の向上、 損失の軽減、 収穫後処理技術の普及、 品質管理の普及、 種子の収穫後処理技術の向上、 賃搗き精米技術向上と料金形態の制定及び普及</p>		<p>プノンペンをステーションにカンボディア国全域</p>	
背景・根拠			
<p>損失状況や、現状扱われている米品質がどのように農家経済に影響しているかなど、米の収穫後処理の実態が十分に把握されていない。従って、現在、適切な収穫後処理技術の指導を行うことが困難な状況で、普及体制がないといえる。収穫後処理技術は、栽培技術・栽培形態・米品質・流通実態・マーケットニーズなどを総合した分野で、関係方面への影響力も大きく、経験と技術的な総合力が必要とされる。</p> <p>賃搗き精米を含め、収穫後処理に関する技術的また経済的な事柄の普及活動が極めて重要で、圃場での損失軽減や乾燥・精米での品質向上など、指導だけで効果が期待できる問題があり、普及体制の整備が重要課題である。</p>			
受益対象		活動内容	
<p>直接的には農民 間接的には流通業者、精米業者</p>		<p>政府組織の改組 人材育成プログラム確定及び実施 施設・資機材の整備</p>	
インプット		アウトプット	
<ul style="list-style-type: none"> - 要員：3名30人月 (1名1.5年、1名半年、1名半年) - 機材：米検査機材1式 - 施設：既設建物の改造 - 推定額：US\$1,500,000 		<p>新設された部局 養成された中央・地方政府職員 収穫後損失の量的質的損失の軽減、 米品質の向上、種子品質の向上 賃搗き精米技術の向上と料金形態の 整備 米需給バランスの精度向上</p>	
実施機関		実施工期	
MAFF(計画統計国際協力局の新設部署)		<p>詳細設計調査：5ヶ月 実施期間：2ヶ月 普及指導期間：約1.5年</p>	
外部・前提条件		リスク	
<p>法律制定等の円滑な行政手続き 工業省の理解 精米業者や米販売業者の協力 マスコミの協力 財政確保</p>		<p>農民や賃搗業者の反発</p>	
特記事項			

- 開発目標：
1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給
 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成
 3. 米収穫後品質管理の改善
 4. 米の域内交易の発展

計画 No.	3	計画名	公開米市場整備計画
目的		計画対象地域	
<p>米市場の整備を行い下記事項を実現する。 公開指標価格形成、市場情報システムの強化、農民の販売機会拡大、米品質管理改善、品質規格導入</p>		<p>調査対象地域の米余剰州 およびバンテアミアン州</p>	
背景・根拠			
<p>価格形成が個人対個人の狭いチャネルの中で行なわれている。カンボディア国内流通米の重要な産地であるバタンバン州、タケオ州を始めとして各産地において、売買人が多く参集する取引の場を設けることで、より大きな需給を反映した指標価格を形成し、価格の適正化、地域間の需給格差及び価格差の縮小を図る。</p> <p>また、農民により多くの買い手に会う機会を提供するとともに、品質規格を用いた取引の試用を行なう。市場における品質調製サービスの提供を通じて、品質管理の向上を図ることが可能である。</p>			
受益対象		活動内容	
<p>直接的には米市場影響下の農民、流通業者、精米業者 間接的には消費者</p>		<p>フェーズ1：フィージビリティ調査 事業内容についてカンボディア国政府の方針確認、TORの作成 F/S調査</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実証調査 - 運営機関の決定と人材育成プログラム策定 - 米市場整備全体計画の策定 - 米市場整備パイロット事業の策定 <p>フェーズ2：米市場整備パイロット事業 運営機関の人材育成 運営体制の整備 モデル米市場の施設・機材整備 モデル米市場の運用 事業評価と米市場整備全体計画へのフィードバック</p> <p>フェーズ3：米市場の普及 米市場整備全体計画に沿った市場施設整備 運営体制の整備 運営機関の人材育成 全体計画実施のモニタリング 事業効果のモニタリング・評価</p>	

インプット	アウトプット
<p>フェーズ1：フィージビリティ調査 調査経費 調査要員：60人月（8職種） 推定額：US\$1,870,000 C/P経費</p> <p>フェーズ2：籾市場整備パイロット事業 モデル市場整備基本設計調査費 調査要員：25人月（5職種） 推定額：US\$600,000 C/P経費 事業費：F/S結果による （モデル籾市場運営に係る技術協力及びパイロット事業評価ミッション調査経費を含む）</p> <p>フェーズ3：籾市場の普及 市場施設整備 市場運営機関に対する教育訓練 （事業費はF/S結果及びパイロット事業評価結果による）</p>	<p>フェーズ1：フィージビリティ調査 籾市場整備全体計画 籾市場整備パイロット事業計画</p> <p>フェーズ2：籾市場整備パイロット事業 モデル籾市場施設整備基本設計 モデル籾市場運営組織体制 モデル籾市場運営人材 モデル籾市場運営マニュアル 事業評価結果 籾市場整備全体計画（修正計画）</p> <p>フェーズ3：籾市場の普及 主要産地における籾市場整備を通じた； 公開指標価格形成、市場情報システム強化、農民の販売機会拡大、籾品質管理改善、品質規格導入</p>
実施機関	実施工期
MOC及びMAFF	<p>フェーズ1：2年 フェーズ2：4年 フェーズ3：4年</p>
外部・前提条件	リスク
<p>市場適地の土地確保 責任担当省の明確な決定 実施部隊の存在及びインセンティブの確保 品質規格基準が整備されている 法律制定等の行政手続きが遅滞無く行われる 市場運営に従事する人材の確保 財源の確保</p>	<p>市場周辺の既存流通業者の反対 市場運営機関を新たに形成しなければならないこと 経理・金銭管理に係る不正の可能性</p>
<p>特記事項</p> <p>米の域内交易の発展を目標とした交易所整備計画を統合した計画であり、市場施設の籾交易での活用を念頭においた籾市場整備計画とする。</p>	

開発目標： 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成

計画 No.	4	計画名	プノンペン市農産物流通システム改善計画調査
目的		計画対象地域	
マスタープラン調査を行い、プノンペン市における農産物供給配布システム改善の施策策定を行う。		プノンペン及び農産物主要産地	
背景・根拠			
<p>米は現在の市場でもごく一部の取扱いであり、米のみとしての卸売市場はフィージビリティに欠ける。しかし、農産物全般として捉えるならば、2010年における農産物の物流増加量は多大であると予測されており、現況の市内市場の状況を鑑みて、プノンペン市への供給配布システム改善を踏まえた上での卸売市場並びに既存市場の改善を検討することが妥当である。</p> <p>また、市当局は既存市場の改修は計画しているが、市全体のロジスティクスおよび生産の状況を踏まえた農産物流通システムの改善という意識は全くない。生産供給に関わり農林水産省との共同作業が不可欠である。</p>			
受益対象		活動内容	
農民、流通加工者、消費者		MAFF-MOC-プノンペン市によるプノンペン市農産物供給分配システム改善協議会議と調査グループの形成 価格、物流量等の既存データ収集・解析と現状・将来予想についてのセミナー開催 プノンペン市農産物流通システム改善計画策定のための共同調査実施についての協議、TOR作成 共同マスタープラン調査実施 改善計画策定	
インプット		アウトプット	
- 調査要員：60人月 - その他活動要員：28人月 - 調査・活動経費、C/P経費、機材費 - 推定総額：US\$2,640,000		プノンペン市農産物流通システム改善計画 農産物流通に係る政府機関の協力体制の強化	
実施機関		実施工期	
MAFF、MOC、プノンペン市役所		準備期間：0.5年 調査実施期間：1.5年	
外部・前提条件		リスク	
協力体制が形成されること			
特記事項			
1) 生産供給に関わり農林水産省の参加が不可欠であるが、現状の縦割行政、行政間の協力体制設立の難しさからも、市場情報システムでの協力を手始めとして協力体制を形成することが現実的である。 2) 4～5年後を目途に実施することが望まれる。			

- 開発目標： 3. 米収穫後品質管理の改善
4. 米の域内交易の発展

計画 No.	5	計画名	精米協会活動強化計画
目的		計画対象地域	
<p>精米業者の組織である精米協会 (Rice Millers Association: RMA) がメンバーへの支援サービス提供を整備・強化することで、精米業者の経営近代化、品質改善、付加価値向上を促進し、米ビジネスの発展を図る。</p>		カンボディア全国	
背景・根拠			
<p>米産業で精米業者は中心的役割を果たしている。しかし、精米業者の多くは 1993 年の米流通自由化あるいは 1997 年の選挙による政局・国内治安の安定後に、開業しており、その歴史は浅い。また、ほとんどが家族経営であり、経営形態は旧態で経営管理技能は低い。さらに、通信インフラの未整備による情報へのアクセス手段の欠如と合わせて、マーケティング能力が低い。品質管理の点を、隣接国と比較しても、その技能は低い。地方における民間銀行サービスの欠如、長期且つ低利の融資制度がない。</p> <p>このように、精米業者を取巻くビジネス環境が未整備なこととあわせて、精米業者自身の経営技能も経験浅く未熟である。カンボディア国の米産業育成のためには、精米業者の経営近代化、品質改善が急務の課題である。精米業者の団体として、EDC(UNDP)/MPDF の援助により、各州の精米業者協会および全国組織が形成されている。この協会がメンバーのビジネス発展のためのサービス機関となることが望まれる。</p> <p>更に、隣接国との交易は初で行なわれているが、付加価値向上、雇用創出、副産物利用という点から精米交易への転換が課題である。</p>			
受益対象		活動内容	
RMA、精米業者 間接的に、農民、 流通業者		<p>RMA のトレーニングプログラム策定</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製品品質管理 - インターネット等の情報技術 - 市場調査及びマーケティング戦略 - 資金運用及び資金獲得 - 経理 <p>RMA の情報収集・交換システムの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> - インターネットによる情報網形成 <p>RMA のビジネス支援サービスの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> - 融資へのアクセス向上支援 <ul style="list-style-type: none"> 資金提供可能者の調査 精米協会メンバーの信用向上支援 (品質証明制度確立等) ビジネスプラン及び資金調達書類等の準備 - 民間銀行、国際機関(MPDF 等)の融資制度とのつなぎ - マーケティング支援 - 経営コンサルティング - 技術アドバイザー (設備レイアウト、機材選定等) <p>RMA の人材育成</p> <p>精米施設整備に係る政府支援制度の整備</p>	

インプット	アウトプット
<ul style="list-style-type: none"> - 技術協力要員：54 人月 （トレーニングプログラムの策定支援、ビジネス支援サービスの構築支援及び技術アドバイス） - 機材整備：US\$ 25,000.- - 活動経費：US\$ 45,000.- - C/P 経費 	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングプログラム インターネットによる情報網 ビジネス支援サービス 精米協会の強化された人材 政府支援制度案
実施機関	実施工期
精米協会、EDC、MOC	実施期間：5年
外部・前提条件	リスク
<ul style="list-style-type: none"> 財源の確保 地方都市における民間銀行サービスが改善される 	
特記事項	

開発目標： 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成

計画 No.	6	計画名	農協育成マスタープラン策定調査
目的		計画対象地域	
1) 農民組織の現況調査を実施する 2) モデル地区そして全国へと農協組織の普及のためのマスタープランを策定する		全国	
背景・根拠			
<p>農家の販売能力を強化するためには農民組織の結成による共同販売を促進する方法が有効であると考えられる。しかしながら、カンボディアの農村では基本的な農民組織が脆弱であり、販売を目的とした農民の組織化には当分時間を要すると考えられる。</p> <p>一方で、農村では、生産に寄与する水利組合、投入材の共同購入や、信用組合、米銀行などの組織が徐々に結成されつつある。これらは NGO の活動によって支えられているが、地域同士のネットワークが弱く、波及効果が小さい。また、NGO や政府支援の申請に関する手順が農村に浸透しておらず、公平さに欠けるのではないかという批判がある。</p> <p>農村は最も貧困な地域であり、都市部との貧富の差が広がりつつある。農家の生活安定、収入確保のために、農協を軸とした支援活動が望ましい。そこで、本計画では、生産、流通、情報、信用事業、食糧安全保障など、農業協同組合の機能を広くカバーし、農村の発展段階に応じた組織作りを支援することを目的とする。</p>			
受益対象		活動内容	
直接的には組織化される農民一般 間接的には消費者		農民組織実態調査 PR 及び教育 マスタープラン策定	
インプット		アウトプット	
- 調査要員（アドバイザー）：50 人月 - 調査経費 - C/P 経費及び C/P 研修経費 （外国研修 5 人×2 人月を含む） - 推定総額 US\$ 1,200,000		実態調査報告書（必要な事業ニーズ、教育・訓練ニーズに関する報告を含む） 農協育成マスタープラン	
実施機関		実施工期	
MAFF (DAE)		準備期間：6 ヶ月 調査期間：1.5 年	
外部・前提条件		リスク	
MAFF 内に農協担当部局ができる		政治不安	
特記事項			
<p>現在農協法の法制化、それに対応した MAFF 内の組織改革が MAFF 独力にて企画されている。農協組織の育成が農民の販売力強化、低利安全な融資など農業・農民問題の主要課題に対し極めて重要な鍵を握っている現状を考慮すると、各分野に渉る支援策の早期の実施を可能とする、完璧でなくともコンパクトなマスタープランが期待される。特に法制度や監査制度の整備、官民の人材養成プログラム作成、資金供給のシステム、などの側面での実際的な計画を優先すべきである。</p>			

開発目標： 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成

計画 No.	7	計画名	農協担当部局強化計画
目的		計画対象地域	
1) MAFF 内に農協担当部局を設立し、十分な活動が可能なレベルにまで強化する 2) 各州の DAFF に農協担当部局を設置し、活動を強化する		フェーズ 1：中央政府及びモデル 5 州 フェーズ 2：全国	
背景・根拠			
<p>現在、農協に関する法整備が進行中であるが、管轄となるべき MAFF には独立した担当部局は無く、農業普及局（DAE）の家政栄養課の職員が農協法の立案に従事している。農村部は国土の 8 割を占めており農協への期待やニーズが大きいことから、此所に農協を担当する課を設置し、必要に応じ次の段階での格上げも準備する必要がある。更に、各州の DAFF にも同様に農協を担当する課を設置し、各郡に農協を管掌するスタッフを配備する必要がある。</p> <p>また、現実の農協支援活動を実施するにあたって、財政の裏付けや普及活動に必要な研修用設備 / 機材・車両等の資機材を用意する必要がある。農協の活動を支援していく前提として、農協を管掌する中央・地方職員（上級、中・下級）の研修・訓練を十分に行い地域に適した活動内容と技術を提供しなくてはならないが、研修用の設備・資機材が皆無の状況では、教育は難しい。</p> <p>農協担当職員の強化は、次の段階での農民の教育訓練の準備を整えるという段階的な農協機能の知識・技術普及を目指す上でも不可欠である。</p>			
受益対象		活動内容	
直接には関係政府職員 間接的にはサービスを受ける農民及び流通改善による便益を受ける消費者		政府組織の改組 農協法の普及・浸透 資機材供与 政府職員の人材教育・訓練	
インプット		アウトプット	
- 資機材供与経費 - 研修経費		新設された部局 養成された中央・地方政府職員 研修員による研修報告(報告書、報告会)	
実施機関		実施工期	
MAFF, DAFF		フェーズ 1：5 年 フェーズ 2：5 年	
外部・前提条件		リスク	
特記事項			
<p>農協育成マスタープラン策定調査（計画 No.6）との連携が重要で、マスタープラン策定調査のアドバイザーが本計画のモニターリングをおこなうものとする。</p> <p>職員の外国研修は実際的なものが重要なので、類似の条件のある第 3 国研修をも検討するべきである。</p>			

- 開発目標： 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成
 3. 米収穫後品質管理の改善
 4. 米の域内交易の発展

計画 No.	8	計画名	マーケティング機能強化計画
目的		計画対象地域	
農民が市場ニーズ・市況を睨んだ生産を行ない、農業所得を向上させる。		農産物主要産地を含む 12 州（山岳地域を除く） パイロットケースは 4 州（カンダール、タケオ、カンポット、コンポンチャム）	
背景・根拠			
<p>米栽培に限らず、農民は市場ニーズの理解、さらにはマーケティングリサーチの能力に欠けている。現在の農業普及員は生産技術のみを対象としており、マーケティングに係る情報提供や助言を行なうサービス機能は有していない。</p> <p>州農業部に、マーケティングリサーチとマーケティングサービスを提供する機能を整備し、農民に市場ニーズ・市況情報の提供、何をすれば良いかのコンサルテーションを提供する。</p>			
受益対象		活動内容	
農民		<p>フェーズ 1：パイロットケース 州農業部/AMO あるいは普及担当者に対するマーケティングリサーチ手法、データ分析のトレーニング（*1） マーケティングサービスを選定州（4 州）で野菜を対象にパイロットケースとして実施（*1）</p> <p>フェーズ 2：パイロットケースの展開 野菜を対象としたパイロットケースを他の 8 州へ展開 12 州においてマーケティングサービスを野菜以外の他の農産物へ拡大 - 州別の対象作物・エリアの選定 - 農林水産省/AMO 担当者（トレーナー）のトレーニング - 州農業部の Marketing Extension officer を徐々に 3 名まで増員育成（*2）</p>	
インプット		アウトプット	
<p>フェーズ 1：パイロットケース - 機材整備：US\$ 65,000.- - 活動経費：US\$ 9,000.- - MAFF 及び DAFF 要員：37 人月</p> <p>フェーズ 2：パイロットケースの展開 - 機材整備：US\$ 104,000.- - 活動経費：US\$ 183,000.- - MAFF 及び DAFF 要員：530 人月 - 外国人講師：6 人月</p>		<p>フェーズ 1：パイロットケース Marketing Extension Officer の育成 収集解析された市場情報 パイロットケースエリアにおける市場ニーズに適合した農業生産の導入</p> <p>フェーズ 2：パイロットケースの展開 Marketing Extension Officer の育成 MAFF/AMO スタッフの能力向上 収集解析された市場情報 市場ニーズに適合した農業生産の導入</p>	

実施機関	実施工期
MAFF/DAFF	フェーズ 1：2 年 フェーズ 2：6 年
外部・前提条件	リスク
栽培技術普及が平行して行なわれる 栽培に必要な種子等の生産資材が 入手できる 財源の確保	
特記事項	
*1： 上記活動計画の内、(*1)を付した活動は、2001 年開始を目標として農林水産省が自国予算手当中である。 *2： Marketing Extension officer は各々に担当分野（園芸作物、食糧作物・畑作物、畜産・水産）を持つものとして計画。	

- 開発目標： 1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給
 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成
 4. 米の域内交易の発展

計画 No.	9	計画名	市場情報収集配布機能強化計画
目的		計画対象地域	
既存の市場情報システムの情報収集配布機能を強化し、農民・流通業者のニーズに適合した市場情報を提供する。		全国	
背景・根拠			
<p>既に農林水産省/AMO は民間セクター支援、特に農民支援を目的とした市場情報サービスを日常業務として行なっている。現在、国営ラジオ放送により収集情報を配布しているが、放送時間の制限もあり、全ての地方の米価格情報を放送できない状況にある。また、州農業部/AMO との電話回線による情報伝達は予算手続きの遅れもあり、しばしば困難な状況に陥る。</p> <p>従って、地方ラジオ局やインターネットを介した情報配布、州農業部/AMO との通信改善を始めとして、情報収集と配布に関する機能を整備強化することが期待される。</p>			
受益対象		活動内容：	
農民、流通業者、精米業者 間接的には消費者		地方(州)価格情報の地方ラジオ局を通じた配布 価格トレンド等の分析を含む月報の発行 インターネットを通じた daily data と月報の公開配布 * 州農業部/AMO との通信改善(HF Radio の導入) * 州農業部/AMO の情報収集活動のモニタリング体制強化	
インプット		アウトプット	
- 機材整備：US\$ 70,000 - 活動経費：US\$ 11,100 / 年 - MAFF 要員：16 人月 (新規活動のみ)		農民ニーズに適合した市場情報提供 遅滞ない収集情報の配布 収集情報の有効活用 収集情報の精度向上	
実施機関		実施工期	
MAFF		継続的实施	
外部・前提条件		リスク	
地方ラジオ局の協力が得られる 政府予算支出が滞りなく行われる。			
特記事項			
上記活動計画の内、* マークを付した活動は 2001 年開始を目標として農林水産省が自国予算手当中である。			

- 開発目標： 1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給
2. 米流通システム近代化による適正価格の形成

計画 No.	10	計画名	MIS 協力体制整備計画
目的		計画対象地域	
農産物価格情報の収集機関間の協力体制を整備し、市場情報システム(MIS)の強化を図る。		プノンペン	
背景・根拠			
<p>既に農林水産省に MIS が存在し日常的な活動を行っており、新たに別のシステムを整備することは不要である。現状、MAFF、MOC の両省を始め、国内最大の消費地で多くの市場を管轄するプノンペン市役所 / 市内郡役所もそれぞれ独自にプノンペン市内の市場で農産物価格情報を収集している。しかしながら、これら機関の協力関係は全くなく、情報の有効利用、MIS の強化を図るための協力体制を形成することが望まれる。</p>			
受益対象		活動内容：	
<p>農民、流通加工業者 MIS 及び農産物流通に関わる 行政機関、NGOs、国際機関</p>		<p>MAFF-MOC-プノンペン市による協力体制 形成協議 情報交換及び MIS 改善に関する定期会議 市場における農産物流通量モニタリング システム形成協議 市場における農産物流通量モニタリング 実施と収集情報の既存 MIS による配布</p>	
インプット		アウトプット	
<p>- 機材整備：なし - モニタリング実施経費：US\$ 2,500 / 年 - 要員：80 人月</p>		<p>情報交換体制 収集活動の分担体制 MIS 強化（プノンペン市流入量データの追加） 農産物流通に係る施策策定における協力体制</p>	
実施機関		実施工期	
MAFF、MOC、 プノンペン市役所		実施期間：2 年	
外部・前提条件		リスク	
特記事項			
<p>政府機関間の協力体制は、何らかの共同実務あるいは具体的に共同で解決すべき問題がなければ、その形成は不可能である。MIS における協力を手始めとして、プノンペン市への米を含む農産物供給分配システム改善という将来に予見される大きな課題への共同での取り組みを介して協力体制を形成する。</p>			

開発目標： 2. 米流通システム近代化による適正価格の形成

計画 No.	11	計画名	計量機器検定推進計画
目的		計画対象地域	
計量機器の検定・認証作業を行い、不正なごまかしを防止する。		カンボディア全国	
背景・根拠			
<p>精米業者、産地初仲買人が秤をごまかすということが農民側から指摘されている。大きくはモラルの問題であるが、適正な精度の計量機器の使用啓蒙と合わせて、計量機器の検査による不正防止の努力が必要である。</p> <p>既に一部の州では州工業部により実施されている精米業者、産地仲買業者を対象とした計量機器の検査・認証作業を全国各州で実施する。</p>			
受益対象		活動内容：	
農民、流通加工業者、消費者		各州工業部による検査・認証作業 適正な精度の計量機器使用を啓蒙 - 自主的計量管理の推進、計量に関する知識普及のためのセミナー開催 - 各州工業部による継続的な検査実施	
インプット		アウトプット	
- 要員：40 人月 / 年 - 活動経費：US\$ 2,500 / 年 - 機材：基準器整備（1 式/各州）		不適正な計量機器の排除 計量に関する知識の普及	
実施機関		実施工期	
MOI、DOI		継続的实施	
外部・前提条件		リスク	
人員・予算の確保		モラルが向上しないと不正が繰り返される	
特記事項			
<p>現在国内では計量機器が製造されていないことから、計量機器製造業者の認定及び国産計量機器の検査制度は将来の取り組み事項とする。</p> <p>工業省には度量衡担当セクションが存在しており、各州での作業人員・予算が整い次第、実施することが必要である。</p>			

- 開発目標： 1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給
2. 米流通システムの近代化による適性価格の形成

計画 No.	12	計画名	政府米調達制度改善計画
目的		計画対象地域	
警察・軍隊への政府配給米調達の透明化・公正化とともに、市場メカニズムに準拠した調達制度の確立を図る。		カンボディア全国	
背景・根拠			
<p>政府調達米は警察分だけで約 6 万トンと、カンボディアの小さい国内市場では WFP 調達を除けば、唯一の大口需要で、国内価格の形成や民間精米業者に及ぼす影響力は大きい。現在の米調達は、特定の民間業者が調達を一手に握っており、その取引には不透明な部分が多い。また、商業省の管轄下に旧公営企業が合併・民営化して設立された GTC は、実務能力が低いこともあり、政府米調達業務には携わっていない。</p> <p>現在のカ国内の米ビジネスは、多数の小規模な個人業者が主流であること、ハード/ソフトのビジネスインフラが未成熟であるため、そのビジネス形態は近代的とは言えない。米ビジネスの近代化促進のためにも、影響力の大きい政府配給米調達の透明化・公正化を図ることが課題である。</p>			
受益対象		活動内容：	
<p>直接的には既得権益のない流通加工業者 間接的には国民</p>		<p>政府米調達制度改善に係る調査及び制度・法案の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入札制度等の公正な調達手順の制定 - 品質規格の導入 - GTC の役割の見直し <p>新調達制度の試用とモニタリング・制度評価</p>	
インプット		アウトプット	
<p>- 要員：58 人月（5 職種・5 名） - 人件費、活動費、機材費、C/P 経費 - 推定総額 US\$ 600,000</p>		<p>新政府米調達制度及び関連法規</p>	
実施機関		実施工期	
<p>MOC、内務省、法務省</p>		<p>調達制度調査・計画期間：2 年 モニタリング：3 年</p>	
外部・前提条件		リスク	
<p>閣僚評議会における制度改善が認知される 品質規格基準が制定されている</p>		<p>既得権益グループ^oの抵抗</p>	
特記事項			

- 開発目標： 2. 米流通システムの近代化による適性価格の形成
3. 米収穫後品質管理の改善

計画 No.	13	計画名	米品質規格基準及び検査標準整備計画	
目的			計画対象地域	
<p>米の品質規格基準の整備を行い下記事項を実現する。 技術の向上、 粳の品質の均一化、 公開指標価格形成、 MIS (Market Information System) 強化、 品質管理の導入、 粳及び精白米の品質改善、 検査方法の標準化</p>			カンボディア国全域 (プノンペン、その他の米流通の要所3カ所程度に検査機材設置)	
背景・根拠				
<p>米の取引は個人対個人の閉鎖的な環境で行なわれており、市場経済での商品仕様を介した取引への移行には、売り手・買い手双方共、信頼性が不足している。仕様に従った均一な品質の大量生産の能力がない。また、一般に行われている取引は、現物又はサンプルに依っているため、買い手側のリスクになることが多い。この為、最も低級な品位・等級の米価格に一律化され易くて、取引に不公平感を生じている。結果的に、農民の収入増には繋がらない状態になっている。価格形成や調達基準を曖昧なものにしていると同時に、品質を向上・均一化させるインセンティブは形成しにくい状況である。</p> <p>米の品質基準を制定・導入し、品質/品位(品種・産地)毎の公開価格(指標価格)情報がより正確な情報として活用でき、効率的で公平な取引が実施可能となる。根拠の希薄な価格差の縮小、品種・品質の信頼性の構築を進め、品質改善に関するインセンティブを生じ、また、達成目標とする品質とその均一化を図る。検査の方法を標準化し、米関係者が利用し易く、かつ、業者自身も品質管理基準に従って米の自主検査できるように普及させる。</p>				
受益対象		活動内容：		
<p>農民、流通業者、精米業者、 卸売・小売業者 間接的には消費者</p>		<p>米の品質規格基準及び検査方法の制定普及に関する指導 必要検査機材の設置及び施設の改修 米の品質規格基準の導入 運営機関の人材育成プログラム確定及び実施 品質毎の価格調査要領の指導</p>		
インプット			アウトプット	
<p>(パート I) 規格基準制定・導入及び普及指導 指導要員：3名40人月 (1名2年、1名1年、1名1年でスポット指導) 供与機材：基準制定導入に必要最低限の検査機材1式</p> <p>(パート II) 資機材設置調査及び詳細設計・実施 指導要員：9人月(4業種) 供与機材：検査機材1式、既設建物の改造</p> <p>パートI及びII推定総額：US\$2,400,000</p>			<p>米の品質規格基準 検査必要機材設置 公定検査方法 訓練された人材 品質毎価格情報</p>	

実施機関	実施工期
Camcontrol 及び MOC/MAFF	基準制定/導入普及指導期間：2～2.5 年 調査設計：8 ヶ月（基準制定と同時期） 実施：4 ヶ月
外部・前提条件	リスク
法律制定等の円滑な行政手続き 精米業者や米販売業者の協力	非公式に利益をあげているものや、農民・ 賃搦業者の反発
特記事項	
品質規格基準に関する計画は、これ以外の計画で用いることが考えられ、最も先行して行われなければならないことを念頭に置く。（パート II は I の初期段階に実施し、パート I の基準導入期中に完成となる。）	

- 開発目標： 1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給
 2. 米流通システムの近代化による適正価格の形成
 4. 米の域内交易の発展

計画 No.	14	計画名	米籾交易システム改善計画
目的		計画対象地域	
籾の国境交易を制度化するとともに、米・籾の国内・域内交易制度を合理化し、市場メカニズムに準拠した米ビジネスの制度・システムの確立を図る： 籾・米の付加価値向上、 不法徴収の排除、 交易量の把握、 域内交易の拡大・発展		カンボディア全国	
背景・根拠			
<p>カンボディアでは 1995 年以降、米の国内生産は国内需要を満たし、余剰を生むレベルに達している。国内米市場が小さく、かつ米産業の実力は海外市場へアクセス出来るレベルには達していないため、国境地域では米が籾の形で大量に隣国へ流出している。逆説的には、カンボディアの余剰米(籾)が国境を越えて隣国に購入されることによって、結果的に農民の所得をある程度保証している形になっている。しかしながら、これらの籾取引は非公式流通体系下でなされるために、(a) 交易量の把握が困難、(b) 国家収入に繋がらない不法徴収システムの存在、(c) 付加価値・副産物の流出など幾多の課題・問題を生じている。</p> <p>一方、カンボディアの ASEAN 加盟による AFTA 発効後の国内米産業の育成方針を早急に確立する必要がある。特に、隣国タイ・ヴィエトナムは世界の第一位、二位の米輸出国であり、両国との関係をいかに構築するかが焦眉の課題である。</p>			
受益対象		活動内容：	
直接的には籾流通に関わる流通商人、輸送業者、精米業者 間接的には消費者及び国民		籾取引制度化に係る調査及び具体策の策定 AFTA 構想に基づく隣国との米・籾交易協定の締結 交易制度の改善に係る調査・システム構築 手続きの簡素化 不法徴収廃絶 交易量(需給)の管理	
インプット		アウトプット	
要員：111 人月 (4 職種・10 名) 人件費、実費、機材費、C/P 経費 推定総額：US\$1,546,000		籾取引制度化の具体策 米・籾交易協定案 輸出入届出・検査制度 交易統計システム	
実施機関		実施工期	
MOC、MAFF 及び法務省		調査・計画期間：2 年	
外部・前提条件		リスク	
閣僚評議会における優先政策としての認知 作業プロセスの公開・透明度の確保 関係各省の迅速な意思決定 隣国の理解		不法徴収により益を受けているグループの抵抗 隣国米ビジネス関係者の反対 隣国米生産者及び支持団体等の反対	
特記事項			
国際的・地域的支援機関による協力が不可欠である。			

開発目標： 1. 食糧の地域・価格格差是正による安定供給

計画 No.	15	計画名	国家食糧備蓄拡大計画
目的		計画対象地域	
<p>国家備蓄を拡大し、これをもって不足地域への安定供給及び価格格差是正を図る。</p> <p>備蓄体制の強化、 備蓄施設の有効利用、 粗品質管理改善、 精米加工施設の有効活用</p>		<p>調査：全国</p> <p>モデル計画：米余剰州及び不足州(アクセスの良いポンパン、バットパン、プレパン)</p>	
背景・根拠			
<p>カンボディアは1999年にASEAN正式加盟し、米3,000トンの備蓄が課せられている。政府は国家備蓄の必要性を認識しているが、厳しい財政事情のため、備蓄量は公営企業であるGTCが行なう粗1,000トンに留まっている。また、WFP及びNCfDM、NGOにより、年間30,000～35,000トンの米が被災者・弱者に配布されている。</p> <p>カンボディア政府は、ASEAN食糧安保備蓄の責務を果たすとともに、将来的には、WFPの援助に代わり、被災者・弱者救済を行なわねばならない。そのためには、政府財政が厳しい状況を鑑み、備蓄米の有効利用ならびに粗取扱量を高め、付加価値向上・販売することにより、その差益を財源とすることが構想される。</p> <p>本計画はまずモデル計画として、粗5,000トン(白米3,000トンに相当)の備蓄、年間取扱量として粗25,000トンを計画する。最終的には全国各州において、WFPやNCfDM等の配布量に相当する粗50,000トンの備蓄・配布(白米32,000トンに相当)を行なう。政府備蓄における調達・配布を通じて、食糧の地域格差・価格格差の是正や価格安定にも寄与するものと判断される。</p>			
受益対象		活動内容：	
<p>直接的受益はない(政府の備蓄体制強化のみ)</p> <p>間接的には安定供給を受ける消費者</p>		<p>現状調査(対象地域、社会経済、流通)</p> <p>国家備蓄量の妥当性検証</p> <p>備蓄施設の現況調査、計画策定、実施</p> <p>精米加工施設の現況調査、策定、実施</p>	
インプット		アウトプット	
<p>調査経費：39人月、US\$815,000</p> <p>実施経費：37人月、US\$760,000</p> <p>施設・機材：US\$3,260,000</p> <p>推定総額：US\$4,835,000</p>		<p>国家粗備蓄の全体計画</p> <p>備蓄粗の利用計画</p> <p>備蓄施設の有効利用計画</p> <p>精米加工施設の有効利用計画</p> <p>モデル計画実施</p>	
実施機関		実施工期	
<p>MOC及びGTC</p> <p>関連機関：NCfDM、MAFF、MIME</p>		<p>調査期間：0.8年</p> <p>実施期間：1.2年</p> <p>合計：2.0年</p>	
外部・前提条件		リスク	
<p>現行の市場経済/法制度の変更が無い</p> <p>政府保有施設・土地が利用出来る</p> <p>責任担当省の明確な決定</p> <p>実施部隊の存在及びインセンティブの確保</p>		<p>競合する精米業者、組合などの抵抗</p>	
特記事項			
<p>NCfDMが行っている被災者救済計画と組み合わせて計画する。</p>			

5.3 計画案の評価

5.3.1 評価手法

プロジェクトの優先度について評価するために、論理的な評価指標を明確にしておく必要がある。本調査では AHP（階層評価法）を使ったプロジェクト評価を行うことにした。評価手順は次の通りである。

- 1) 本マスタープラン調査におけるプロジェクト評価項目を決定する
- 2) 評価項目を階層構造で整理する
- 3) 評価項目に重み付けを行う
- 4) 計画案を各評価指標によって評価・採点する
- 5) 計画案の評価項目ごとの得点を計算する
- 6) 各計画案の総合得点を計算する

(1) 評価指標

本計画調査における枠組みおよび条件下で調査団によって検討された評価指標を次ページ表に示す。評価項目は3つの階層（評価基準）に分けられた。

第一階層（評価基準1）は包括的な評価指標で5つの評価項目を含む。「国家政策との整合性」は、プロジェクト案が国家政策に対して適合しているか矛盾しているかについて検討する必要があるとして設定された。具体的な内容としては、「国家計画との適合」「市場メカニズムの経済活性化」「貧困対策」などである。

「事業効果」及び「投入規模」は、具体的に想定されるプロジェクトの投入対効果を問うものである。事業効果の評価内容は定量的な利益だけでなく定性的な改善効果も含んでおり、第二階層の評価項目には、「裨益人口」「持続性」「即効性」「波及効果/横断性」などがある。「投入規模」の内容は、「回転資金」「初期投資」「必要人員」「必要施設」などの費用、施設、人的資源などである。

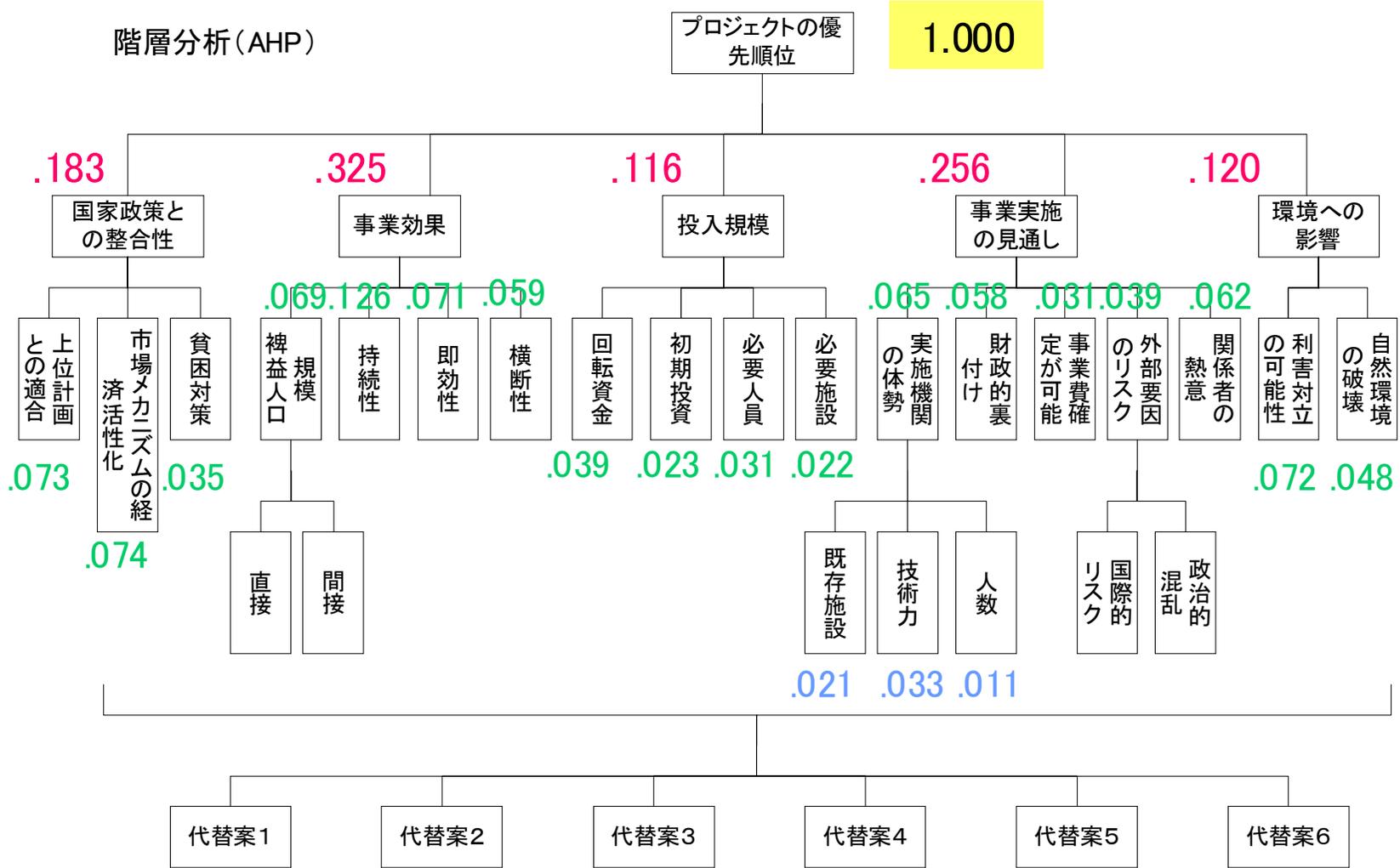
「事業実施の見通し」は、対象プロジェクトが実現可能性の度合いを評価するもので、第二階層の「実施機関の体制」では、更に「既存施設」「技術力」「人数」についての重要性が問われている。「財政的裏付け」「事業費確定の可否」「外部要因のリスク」「関係者の熱意」も実現の見通しを評価する上で必要とされる評価項目となる。

第一階層の5つ目の評価項目は、「環境への影響」である。環境には自然環境以外に利害対立などの社会的な環境も存在する。そこで、この評価指標では「自然環境の破壊」の他に「利害対立の可能性」を検討材料に加えている。

評価指標

評価基準 1	評価基準 2	評価基準 3	評価の内容
1 国家政策との整合性	1.1 上位計画との適合		適合程度、矛盾がないかどうか
	1.2 市場メカニズムの経済活性化		有無及び程度
	1.3 貧困対策		有無及び程度
2 事業効果	2.1 裨益人口		裨益者の具体的人数、測定の可否
	2.2 持続性		自立発展的に持続する効果であるかどうか
	2.3 即効性		問題解決として即時に効果が現れるか
	2.4 横断性		横断的な波及効果があるかどうか
3 投入規模 (計画内容)	3.1 回転資金		必要な回転資金の大小、測定の可否
	3.2 初期投資		投資規模の大小、測定の可否
	3.3 必要人員		具体的人数(必要スタッフ数)
	3.4 必要施設		施設の規模
4 事業実施の見通し (現状の評価)	4.1 実施機関の体制	4.1.1 既存施設	既存の施設・組織の有無、活用可能性。
		4.1.2 技術力	十分な技術力があるかどうか
		4.1.3 人数	十分な人数がいるかどうか、活用の可否
	4.2 財政的裏付け		財政面での裏付けがあるかどうか(国家予算・援助)
	4.3 事業費確定が可能		事業費の具体的な見積もりが可能かどうか
	4.4 外部要因のリスク		為替変動・国際米価・国境情勢・内乱
	4.5 関係者の熱意		大小
5 環境への影響	5.1 利害対立の可能性		有無・大小
	5.2 自然環境の破壊		有無・大小

評価指標の階層構造と重み付け



(2) 評価指標の重みづけ

通常、評価指標の重要性は均一ではない。ひとつの評価指標は、他の評価指標に比べてより重要であるという場合があり、それぞれに優先順位がある。調査団は本マスタープラン調査における各評価項目の重要性について検討し、AHPの一对比較によって重み付けを行った。その結果、第一階層（評価基準1）の重みは以下のようになった。

1. 事業効果	:	0.325	点
2. 事業実施の見通し	:	0.256	点
3. 国家政策との整合性	:	0.183	点
4. 環境への影響	:	0.120	点
5. 投入規模	:	0.116	点

第二階層以下の採点結果については、前頁図に示したとおりである。調査団は、効果の持続性を最も重視し、マクロ的視点も比較的重要視している。事業実施の可能性の評価では費用項目よりも実施体制や熱意などをより考慮するという結果であった。資金や施設については、本マスタープランの特性からか、重要性が低いと考えられた。

(3) 評価及び採点

上記の評価指標を用いて、前節において最終的にマスタープランの対象となった15の計画案の評価を行った。各計画案の評価項目ごとの得点を採点した後、各計画案の総合評価得点を下式に従って、評価基準ごとに加算して計算した。

p_{nm} = 計画案 n の評価項目 m に関する得点

w_m = 評価項目 m の重み

$$P_{nm} W_m = \begin{bmatrix} p_{11} & p_{12} & \dots & p_{1m} \\ \vdots & & & \vdots \\ p_{n1} & \dots & & p_{nm} \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} w_1 \\ \vdots \\ w_m \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} p_{11} w_1 + \dots + p_{1m} w_m \\ \vdots \\ p_{n1} w_1 + \dots + p_{nm} w_m \end{bmatrix}$$

これを本計画に当てはめると、計画案 n は 1 から 15 までであり、評価基準 1 における評価項目 m は 5 項目である。つまり、計画案 n の総合評価得点は次のように求まる。

$$\begin{aligned} \text{計画案 } n \text{ の総合評価得点} = & \text{ 国家政策の得点} \times 0.183 + \text{ 効果の得点} \times 0.325 \\ & + \text{ 投入の得点} \times 0.116 + \text{ 見通しの得点} \times 0.256 \\ & + \text{ 環境の得点} \times 0.120 \end{aligned}$$

5.3.2 評価結果

包括的な評価指標である第一階層（評価基準1）をもって、評価結果を下記に示す。総合得点は、最低の0.194から最大の0.285の範囲にあるが、外れ値やとがり値の数的解析から見て、得点値はばらつきのないものであり、得点差が計画間の優先度の大きな違いを示すものではないと判断された。すなわち、15の計画案において、際立って優先させるべき計画や妥当性の低い計画はないという評価結果であった。

評価結果

n	計画案	1	2	3	4	5	総合得点
		国家政策との整合性	事業効果	投入規模	事業実施見通し	環境への影響	
	重みW	0.183	0.325	0.116	0.256	0.120	
1	優良種子配布支援計画	0.049	0.070	0.036	0.048	0.040	0.243
2	収穫後処理過程改善計画	0.041	0.064	0.021	0.043	0.045	0.214
3	公開初市場整備計画	0.063	0.090	0.021	0.049	0.028	0.251
4	ブノホン市農産物流通システム改善計画	0.051	0.065	0.032	0.039	0.030	0.218
5	精米協会活動強化計画	0.044	0.071	0.035	0.060	0.049	0.258
6	農協育成マスタープラン策定調査	0.049	0.070	0.036	0.048	0.040	0.243
7	農協担当部局強化計画	0.046	0.069	0.032	0.049	0.043	0.239
8	マーケティング機能強化計画	0.072	0.070	0.031	0.065	0.046	0.284
9	市場情報収集配布機能強化計画	0.055	0.072	0.035	0.066	0.057	0.285
10	MIS協力体制整備計画	0.046	0.067	0.047	0.056	0.046	0.262
11	計量機器検定推進計画	0.051	0.088	0.040	0.051	0.038	0.269
12	政府調達制度改善計画	0.045	0.060	0.039	0.037	0.032	0.212
13	米品質基準及び検査標準整備計画	0.043	0.067	0.027	0.042	0.040	0.218
14	米籾交易系统改善計画	0.075	0.099	0.027	0.045	0.035	0.280
15	国家備蓄量拡大計画調査	0.036	0.052	0.016	0.049	0.041	0.194

調査団が行なった評価項目の重要性の重み付けにおいて、最も評価の重みが掛けられたのが事業効果であり、次に事業見通しであった。従い、on-goingの計画ではないが、計画内容と関わる分野で既に他国援助機関やNGOの援助が行なわれている、あるいはカンボジア国政府内で計画活動の一部の予算措置がとられている、活動内容の一部が限定的に行なわれているといった状況にある計画案は、比較的に高い総合得点を得た。

なお、ここで用いた評価クライテリアの項目と項目ごとの重み付けは、普遍的なものではなく、上表の得点が絶対的な評価を表しているものではないことを付け加えておく。

5.3.3 重点プロジェクトの選定

前節のプロジェクト評価において、マスタープランに含まれる 15 の計画案はいずれも重要であり、際立って優先させるべきと判断される計画はないという結果となった。一方、計画案はそれぞれに前提条件、実施機関の体制、難易度等が異なり、事業実施の見通しも異なる。前節に述べたとおり、計画内容と関わる分野で既に他国援助機関や NGO の援助が行なわれている、あるいはカンボジア国政府内で計画活動の一部の予算措置がとられている、活動内容の一部が限定的に行なわれているといった状況にある計画案は、事業実施の見通しが高いと判断された。

調査団は 15 計画案の実施実現を強く望むものであり、事業実施の見通しが高い計画案ではなく、実施見通しが比較的低い計画案、すなわち技術協力等の支援がより必要と考えられる計画案を重点計画（Priority Project）として選定した。選定された重点計画は次の 6 計画である。

- No. 2 収穫後処理過程改善計画
- No. 3 公開初市場整備計画
- No. 6 農協育成マスタープラン策定調査
- No.13 米品質規格基準及び検査標準整備計画
- No.14 米初交易システム改善計画
- No.15 国家食糧備蓄拡大計画

なお、重点計画に選定されなかった計画案の理由は以下のとおりである。

優良種子配布支援計画（No.1）

米品質改善のためには、優良種子の普及は必要不可欠な事項である。本調査では、優良種子増殖は農業生産に直接関わる分野であることから、種子配布に焦点をあてた計画案が策定された。従い、優良種子生産が計画案の前提条件となっており、継続的に実施されている種子生産分野への AusAID の諸援助計画の成果、特に AQIP（Agricultural Quality Improvement Project）における Private Seed Company システムの成果を見極めた上で実施することが望ましいと判断される。

なお、種子配布システムの整備に係り、公開初市場整備計画において、初市場に種子精選機能を付加し、農家の販売初と交換配布する方式の検討が提案されている。

プノンペン市農産物流通システム改善計画調査（No.4）

調査対象としては米以外の農産物の比重が高く、また将来に予見される問題を取扱うものであり、相対的な緊急度が低い。

精米協会活動強化計画 (No.5)

既に EDC(UNDP)の援助を受けて活動を行っており、本計画内容は基本的に EDC の活動展開の方向性に沿うものである。さらに World Bank Group/IFC が運営する Mekong Project Development Facility といった中小企業育成の国際的支援機関も現地で活動を行っており、精米協会活動強化の支援体制は既にある程度整っており、事業実施の見通しが高いと判断される。

農協担当部局強化計画 (No.7)

担当部局強化には、人材強化と設備機材強化が含まれる。マスタープラン策定調査の実施機関となる農協担当部が整備されることは、マスタープラン策定調査の前提条件であるが、現実的にはマスタープラン策定調査の実施そのものがオンザ・ジョブ・トレーニングによる農協担当部の人材強化に資するものである。また、マスタープラン調査の一部として、セミナー・海外研修が計画されている。

マーケティング機能強化計画 (No.8)

農林水産省の現況活動に新しい機能として、農民に対するマーケティング支援機能を追加するものである。既に必要性が強調され、農林水産省によって自国財源(ADB Counterpart Fund)で、2001 年から 2005 年までの活動予算を手当中である。また、野菜を対象作物としたパイロットプロジェクトから開始するが、野菜類のマーケティング分析手法の普及員への研修は現在の Agricultural Marketing Office の人材で対応可能なので計画初期段階における技術協力は必要ではない。

市場情報収集配布機能強化計画 (No.9)

農林水産省の現況活動の強化であり、通信手段の改善、モニタリング活動の強化を内容としている。既に農林水産省によって自国財源(ADB Counterpart Fund)で、2001 年から 2005 年までの活動予算を手当中であり、事業実施見通しが高いと判断される。

MIS (Market Information System) 協力体制強化計画 (No.10)

特に大きな活動資金を要しない計画であり、また技術協力も必要ではない。本調査の C/P 機関である農林水産省か商業省のいずれかが主導をとって、協力体制の整備に向けて、協議の場を設けることは第三者的には特段に困難とは考えられない。省益の調整については、協議によって内容による役割分担が妥当である。

計量機器検定推進計画 (No.11)

責任機関が工業省であり、既に一部の州では検定を開始している。また、特に大きな活動資金や技術協力が必要ではなく、事業実施の見通しが高いと判断される。

政府米調達制度改善計画 (No.12)

軍・警察の米調達制度を公平・透明なものに改めるというもので、特に大きな活動資金や技術協力が必要ではないと判断される。但し、統制経済期のように米調達専門機関が代行するかは政府の米流通政策の改変を必要とする。

5.4 実施計画

5.4.1 実施スケジュール

各計画の実施工程についてはそれぞれの計画概要書に示した。以下に述べる計画実施見通しならびに計画相互の関係から規定される計画実施のタイミングを踏まえ、マスタープラン対象計画の実実施スケジュールを策定した。

実施見通しが高い計画

前項の優先度評価結果において、事業実施見通しが高いと判断されている以下の計画は直ちに実施されるものとして計画する。

精米協会活動強化計画

マーケティング機能強化計画

市場情報収集配布機能強化計画

MIS (Market Information System) 協力体制強化計画

計量機器検定推進計画

計画案の相互関係

ある計画の成果が他の計画の活動に用いられる場合には計画実施タイミングは自ずと規定される。このような関係にある計画は以下の通りである。

MIS 協力体制強化計画 プノンペン市農産物流通システム改善計画調査

政府機関間の協力体制形成には、形成の動機付けとなる、何らかの共同実務あるいは具体的に共同で解決すべき課題が必要である。市場情報の収集・交換における協力を手始めとして、将来に予見されるプノンペン市の米を含む農産物流通システム改善という大きな課題の準備段階としての情報収集を計画内容としている。

農協担当部強化計画 農協育成マスタープラン策定調査

マスタープラン策定調査の実施機関となる農協担当部が整備されることは、マスタープラン策定調査の前提条件であるが、現実的にはマスタープラン策定調査の実施そのものが農協担当部の強化に資するものであり、両計画は協調して実施することが必要である。

米品質規格基準及び検査標準整備計画 公開初市場整備計画

整備された公開初市場では品質規格・検査標準が用いられるが、市場整備に要する期間を鑑み、同時期に開始すれば問題はない。

米品質規格基準及び検査標準整備計画 収穫後処理過程改善計画

収穫後処理改善の目標設定に米品質規格基準は不可欠である。収穫後処理過程改善計画の内容である技術普及体制整備に要する期間ならびに両計画の実施機関が異なることを鑑み、同時期に開始すれば問題はない。

実施スケジュール

分野 Project	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次
品質改善										
1 優良種子配布支援計画		————	————						
2 収穫後処理過程改善計画	————	————								
流通促進										
3 公開初市場整備計画	————	————	————	————	————	————	————	————	————	————
4 プノンペン市農産物流通システム改善計画調査				————					
5 精米協会活動強化計画	————	————	————	————	————					
支援体制強化										
6 農協育成マスタープラン策定調査		————	————						
7 農協担当部局強化計画	————	————	————	————	————	————	————	————	————	————
8 マーケティング機能強化計画	————	————	————	————	————	————	————	————		
9 市場情報収集配布機能強化計画	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
10 Market Information System協力体制整備計画	————	————								
流通環境整備										
11 計量機器検定推進計画	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
12 政府米調達制度改善計画	————	————							
13 米品質規格基準及び検査標準整備計画	————	————	————							
14 米初取引システム改善計画	————	————								
食糧安全保障										
15 国家食糧備蓄拡大計画	————	————							

..... 準備期間
 ———— 実施期間
 — — 継続的な実施

5.4.2 実施体制

本マスタープランは15の計画から構成され、それぞれに実施機関/担当部門、運営機関が異なる。主たる実施機関は本調査のC/P機関である農林水産省と商業省であり、両省はそれぞれに関係する全ての計画実施を統括的に管理し、省内および関係機関との調整と準備業務を行なう担当者(部門)を明確にすることが必要である。特に、海外からの支援を得て実施する計画については、実施に至るまでに多くの手続き・時間を要するので、継続的なフォロー体制が必要である。

また、国家食糧備蓄拡大計画、公開米市場整備計画、MIS協力体制整備計画、プノンペン市農産物流通システム改善計画調査、米品質規格基準及び検査標準整備計画、米取引システム改善計画は、両省が共に関係し、協力・協調がなければその実施は覚つかない。さらに、必ずいずれかの省が主導機関ととしての実施責任を負わねばならない。